

# 福岡県公報

平成十八年二月八日

第二千四百九十三号

増刊 ①

平成十八年一月八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

## 福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (人事委員会事務局給与公平課) ..... 一

- 福岡県職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則
- (人事委員会事務局給与公平課) ..... 一

- 福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則
- (人事委員会事務局給与公平課) ..... 一

- 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- (人事委員会事務局給与公平課) ..... 一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

## 福岡県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一土木事務所の項中「甘木」を「朝倉」に改める。

## 附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表公安委員会の項中

署長(宗像、若松、戸畠、八幡東、直方、甘木、前原、小郡、八女、柳川、行橋、豊前)

署長(宗像、若松、戸畠、八幡東、直方、朝倉、前原、小郡、八女、柳川、行橋、豊前)

に改める。

## 附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

福岡県職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

## 福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則

- 福岡県職員のべき地手当に関する規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表所在地の欄中「鞍手郡若宮町大字下」を「宮若市下」に改める。

## 附 則

この規則は平成十八年二月十一日から施行する。

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月八日

**福岡県人事委員会規則第五号**

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則（昭和三十五年福岡県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表警察施設の欄中「甘木警察署」を「朝倉警察署」に、所在地の欄中「甘木市大字黒川」を「朝倉市黒川」に改める。

**附 則**

この規則は平成十八年三月二十日から施行する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年二月八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

**福岡県人事委員会規則第六号**

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の宮田町の表及び若宮町の表を削る。

第二条 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表の杷木町の表及び朝倉町の表を削る。

**附 則**

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す